

日 薬 業 発 第 434 号
令和 2 年 2 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

レジ袋有料化に向けた取り組みについてのお願い

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省および環境省より別添のとおり依頼がありましたのでお知らせいたします。

プラスチック製買物袋の有料化に関する取り扱いについては、令和元年 12 月 16 日付け日薬業発第 315 号にてお知らせしたところですが、今般、「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」が改正されました。

本改正により、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋を有料で提供することにより、プラスチック製買物袋の排出抑制を促進することとなります（令和 2 年 7 月 1 日施行）。

関係省庁においては以下のとおり事業者向けのチラシ等が作成されており、これら資材は「医薬情報おまとめ便」への同梱を予定していることを申し添えます（封入月・部数等は未定）。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

<参考>

プラスチック製買物袋の有料化に関するホームページ（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

令和 2 年 2 月

財務省理財局総務課たばこ塩事業室
財務省国税庁課税部酒税課
厚生労働省医政局経済課
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

レジ袋有料化に向けた取組についてのお願い

平素より 3 R 行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

プラスチックが短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきた一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、地球規模の課題が深刻さを増しております。こうした背景を踏まえ、プラスチックの過剰な使用の抑制を進めていくための取組の一環として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて消費者のライフスタイルの変革を促すため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、容器包装リサイクル法という）の枠組みを基本とし、令和元年 12 月 27 日、「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を改正いたしました。

本改正により、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することにより、プラスチック製買物袋の排出抑制を促進することとなります。令和 2 年 7 月 1 日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化を開始いたします。

つきましては、これまでも容器包装リサイクル法に基づく 3 R、プラスチック製買物袋の有料化制度等、各種周知・広報にご協力いただいているところではございますが、下記のとおり今一度、会員の皆様にプラスチック製買物袋の有料化に向けた準備を進めていただきますよう周知へのご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 貴団体から会員の皆様等に対して周知をお願いしたい点

(1) プラスチック製買物袋の有料化について

令和 2 年 7 月 1 日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化を開始いたしますので、開始に向けた準備のお願いについて、今一度、会員の皆様への周知にご協力いただきますようお願いいたします。なお、周知にあたっては、事業者向けのチラシを下記 HP の＜広報物＞の「2. チラシ」に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

(2) 政府主催の説明会のご案内について

令和2年3月下旬より各団体や事業者等を対象とした政府主催の説明会を各地域で開催いたしますので、会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。詳細な日時、場所等については、下記HPの＜説明会＞の「説明会に参加したい」をご参照ください。説明会の参加申し込みは3月頃開始予定です。

(3) 広報物について

プラスチック製買物袋の有料化に伴い、店頭でご利用いただけるポスターやPOP等の広報物を作成しておりますので、ぜひご活用ください。広報物については、下記HPの＜広報物＞の「店頭で使えるツール」をご参照ください。

(4) プラスチック製買物袋削減に向けたキャンペーンへの参加について

令和2年4月以降、政府において先進的な取組（野心的な削減目標を掲げている取組や、有料化と併せた創意工夫のある取組）を集め、その取組内容やプラスチック製買物袋の辞退率・削減量の実績等を広く発信し、プラスチック製買物袋の使用量をより効果的に削減するためのキャンペーンを実施する予定です。詳細については今後HP等を通じて発表いたしますが、会員の皆様にも本キャンペーンについて周知いただき、本キャンペーンへの参加を呼びかけていただければ幸いです。

2. 貴団体が開催される説明会の専用HPへの掲載について

本制度に関する説明会の開催情報を下記HP上に集約することで、事業者の皆様にワンストップで情報を把握いただけるようにしたいと考えております。貴団体におかれましては、会員の皆様向け等の説明会を開催される予定がございましたら、ぜひ情報を下記HPにご登録いただきますようご協力お願いいたします。

なお、説明会開催の情報をご登録いただく際には、下記HPの＜説明会＞の「説明会を開催したい」の登録フォームに従って、ご登録いただけますと幸いです。

＜各種問い合わせ先（コールセンター）＞

相談受付時間 月～金曜日（祝日除く） 9：00～18：15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-000930

○消費者の皆様向けの相談窓口 0570-080180

＜プラスチック製買物袋の有料化に関するHP＞

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html



以上

レジ袋削減に ご協力下さい

～レジ袋有料化のご協力をお願い～



海洋プラスチックごみ問題を含めた
環境問題が深刻さを増しています。



政府では環境問題解決に向けて
様々な施策を実施、検討しています。



“レジ袋削減”もその一環です。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、
環境問題解決の一步になるよう、
皆様のご協力を賜りたく、
よろしくお願い申し上げます。

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート



ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。
売値については各事業者様のご判断にお任せします。

環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。

以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません、

あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。

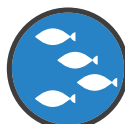
プラスチックの
フィルムの厚さが
50マイクロメートル以上のもの

繰り返し使用が可能であることから、
プラスチック製買物袋の
過剰な使用抑制に寄与するためです



海洋生分解性プラスチックの
配合率が100%のもの

微生物によって海洋で分解される
プラスチック製買物袋は、
海洋プラスチックごみ問題対策に
寄与するためです



バイオマス素材の配合率が
25%以上のもの

植物由来がCO₂総量
を変えない素材であり、
地球温暖化対策に寄与するためです



消費者
向け

レジ袋有料化お問合せ窓口
☎ 0570-080180

事業者
向け

レジ袋有料化お問合せ窓口
☎ 0570-000930

経済産業省
レジ袋有料化
に関するHP



https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

「容器」や「包装」を使って商品を売ったり、
「容器」をつくっているみなさんへ

あなたの役割 果たしていますか？

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する
中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、
酒類、石けん、塗料、医薬品、
化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、
PETボトル、紙箱、
袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する
際に容器や包装を
利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、
容器や包装が付いた商品の輸入、
輸入後に容器や包装を
付ける場合、など

学校法人、宗教法人、
テイクアウトができる
飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

はい

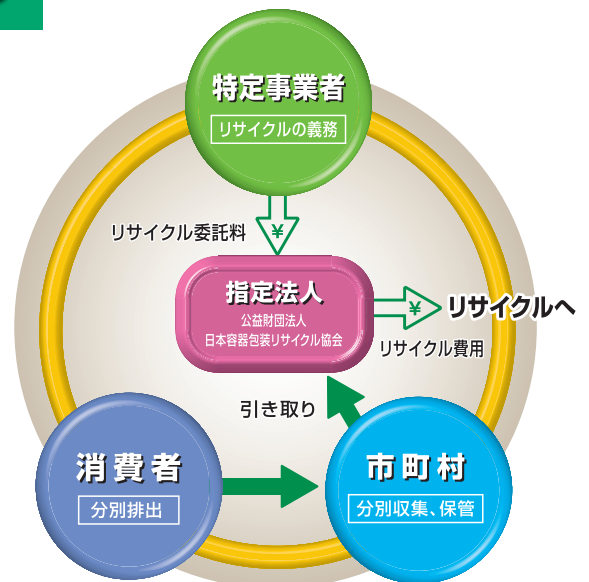
裏面の
【お申し込み方法・お問い合わせ先】
をご覧ください

リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、
それぞれの役割を分担する ——
それが、「容器包装リサイクル法」^{*}の基本理念です。
事業者の役割は、「リサイクル(再商品化)の義務」。
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。
リサイクルの委託契約は、指定法人である
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

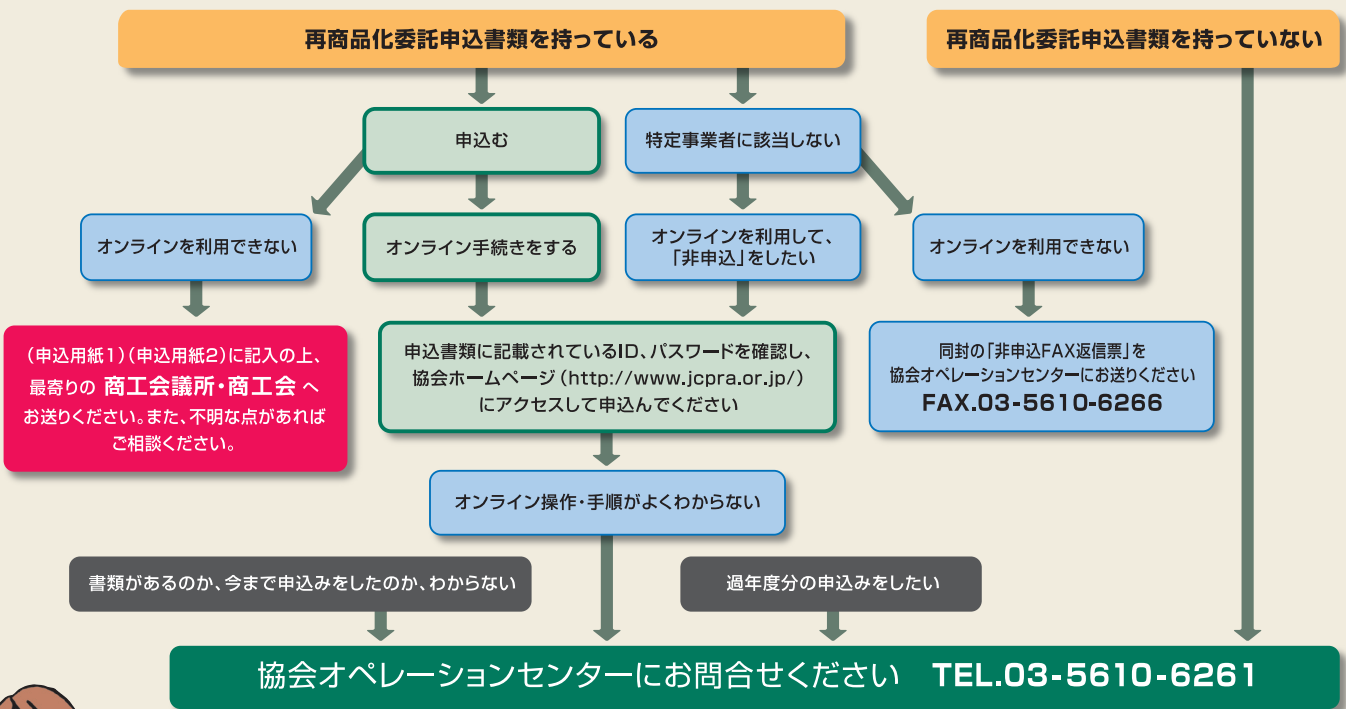
- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
- 帳簿記載の義務があります。
【推奨記載例:パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/youri_0612.pdf】

※1 「容器包装リサイクル法」は、家庭からでるごみの約60%(容積比)を占める容器・包装ごみを
資源に転らせ、未来の地球を守るため、平成7年6月に公布、12年4月より完全施行されました。
2 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。
3 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、
包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



お申込み方法・お問合せ先

再商品化委託申込について、①“再商品化委託契約申込書”を**各地商工会議所・商工会**へ提出する方法、
もしくは、②インターネットを通じて申込む方法のいずれかを選択することができます。なお、初めての申込みの
場合には、①の**各地商工会議所・商工会**の相談窓口でご相談することをお勧めします。



法律の内容、しくみなどが、
よくわからない

協会コールセンターにお問合せください TEL.03-5251-4870
または協会ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)をご覧ください

当協会における問合せ受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに 9:30~17:30です。(土日祝日、年末年始休業期間を除く)

ご注意
ください

- 小規模事業者等、非申込みに該当する場合でも、非申込みの手続きが必要となります。
- 過年度分の申込み間違いに気が付き、その分の委託費用について返還を請求していただいても返還することはできません(その年度内の申込みであれば可能です)。
再商品化事業は、単年度、単年度で事業が完結され、契約が終了となります。運営上の原則ですので、申込みの際は間違いのないよう充分にご注意ください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

<http://www.jcpra.or.jp/>

この文書は業界団体や商工会等の皆様から、各会員の皆様
に対して周知いただく際にご活用いただける文書です。

各 位（各事業者向け）

令和２年２月

レジ袋有料化に向けた取組についてのお願い

平素より３Ｒ行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

プラスチックが短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきた一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、地球規模の課題が深刻さを増しております。こうした背景を踏まえ、政府において、プラスチックの過剰な使用の抑制を進めていくための取組の一環として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて消費者のライフスタイルの変革を促すため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、容器包装リサイクル法という）の枠組みを基本とし、令和元年１２月２７日、「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」が改正されました。

本改正により、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することにより、プラスチック製買物袋の排出抑制を促進することとなります。令和２年７月１日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化が開始されます。

つきましては、これまでも容器包装リサイクル法に基づく３Ｒ、プラスチック製買物袋の有料化制度等にご協力いただいているところではございますが、下記のとおりプラスチック製買物袋の有料化に向けた準備を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．プラスチック製買物袋の有料化に向けたご対応のお願い

令和２年７月１日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化が開始されますので、ご対応いただきますようお願いいたします。なお、有料化にご対応いただくにあたり、実施ガイドラインが作成されているほか、コールセンターにおいて各種問い合わせを受け付けております。実施ガイドラインについては、下記ＨＰの＜広報物＞の「１．ガイドライン」をご参照ください。

2. 広報物のご活用をお願い

プラスチック製買物袋の有料化に伴い、店頭でご利用いただけるポスターやPOP等の広報物が作成されておりますので、ぜひご活用ください。広報物については、下記HPの＜広報物＞の「店頭で使えるツール」をご参照ください。

3. 政府主催の説明会のご案内

令和2年3月下旬より事業者を対象とした政府主催の説明会が各地域で開催されますので、ぜひご出席ください。なお、詳細な日時、場所等については、下記HPの＜説明会＞の「説明会に参加したい」をご参照ください。説明会の参加申し込みは3月頃開始予定です。

4. プラスチック製買物袋削減に向けたキャンペーンへの参加をお願い

令和2年4月以降、政府において先進的な取組（野心的な削減目標を掲げている取組や、有料化と併せた創意工夫のある取組）を集め、その取組内容やプラスチック製買物袋の辞退率・削減量の実績等を広く発信し、プラスチック製買物袋の使用量をより効果的に削減するためのキャンペーンが実施される予定です。詳細については今後HP等を通じて発表されますが、取組に賛同いただける場合には、本キャンペーンへの参加を是非よろしくお願いします。

＜各種問い合わせ先（コールセンター）＞

相談受付時間 月～金曜日（祝日除く） 9：00～18：15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-000930

○消費者の皆様向けの相談窓口 0570-080180

＜プラスチック製買物袋の有料化に関するHP＞

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html



以上

【背景・概要】

- 資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増しており、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっている。こうした背景を踏まえて2019年5月に政府は「プラスチック資源循環戦略」を制定し、その重点戦略の1つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととした。
- 「プラスチック資源循環戦略」に掲げられた消費者のライフスタイル変革の促進のため、2006年の容器包装リサイクル法改正に伴い制定された「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成18年省令第1号。以下「省令」という。）を改正し、事業者による排出抑制促進の枠組みを活かしつつ、プラスチック製買物袋についてはその排出抑制の手段としての有料化を必須とする旨を規定した。
- 本制度では、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋を有料で提供することにより、プラスチック製買物袋の排出の抑制を促進するものとし、**2020年7月1日から全国で一律に開始する。**

※ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成7年政令第411号)第5条に規定されている業種(薬局も含まれる)

【対象事業者】

- 容器包装リサイクル法第7条の4の規定に基づき、その事業において容器包装を用いる者であって、容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（指定容器包装利用事業者）。
- なお、消費者のライフスタイル変革を目指すに当たっては、あらゆる業種においてプラスチック製買物袋有料化による削減努力がなされることが必要であり、省令に基づく有料化の対象とならない者であっても、自主的取組として、同様の措置を講じることを推奨する。

【対象となる買物袋】

- 消費者のライフスタイル変革を促すべく、省令に基づく有料化の対象となるか否かにかかわらず、あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とする。同時に、プラスチック資源循環戦略に掲げた基本原則である3R+Renewableの観点から一定の環境性能が認められる買物袋への転換を推進する。その上で、省令上の取扱いは以下のとおり。
- ①省令に基づく有料化の対象となる買物袋の基本定義
- ②省令に基づく有料化の対象外となる買物袋
 - a. プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの
 - b. 海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
 - c. バイオマス素材の配合率が25%以上のもの
- ③具体的判断の目安
 - a. 袋であるか否か
 - b. プラスチック製か否か
 - c. 商品を入れる袋か否か
 - d. 持ち運ぶために用いるものか（持ち手があるか否か）
 - e. 事業者からやむをえず提供され、消費者が辞退することが可能か否か

＜対象となるもの＞

- ・ 持ち手のあるプラスチック製買物袋



＜対象とならないものの具体例＞

- ・ 薬剤師法に基づき、調剤された薬剤の被包（薬袋）